

令和7年第2回熊野町議会臨時会

会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和7年5月9日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和7年5月9日

~~~~~  
4. 出席議員（13名）

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 藤本健太  | 2番 世良将生   |
| 3番 水原耕一  | 4番 福垣内邦治  |
| 5番 光本一也  | 6番 中島数宜   |
| 7番 尺田耕平  | 8番 竹爪憲吾   |
| 9番 沖田ゆかり | 10番 片川学   |
| 11番 民法正則 | 13番 大瀬戸宏樹 |
| 14番 時光良造 |           |

~~~~~  
5. 欠席議員（0名）

なし

~~~~~  
6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 町長     | 三村裕史  |
| 副町長    | 岩田秀次  |
| 教育長    | 平岡弘資  |
| 総務部長   | 西岡隆司  |
| 住民生活部長 | 西川伸一郎 |
| 健康福祉部長 | 西村ゆり  |
| 企画担当部長 | 榎並正和  |
| 建設農林部長 | 福嶋春樹  |
| 教育部長   | 立花太郎  |
| 総務部次長  | 佛圓至裕  |

|               |           |
|---------------|-----------|
| 住民生活部次長       | 宗 像 雅 充   |
| 健康福祉部次長       | 井 原 志保里   |
| 建設農林部次長       | 大後戸 勝     |
| 建設農林部技術次長     | 渡 部 貴 幸   |
| 教 育 部 次 長     | 須 賀 雅 彦   |
| 財 務 課 長       | 堀 野 准     |
| 産 業 観 光 課 長   | 近 藤 光 宏   |
| 収 納 管 理 課 長   | 石 田 裕     |
| 防 災 安 全 課 長   | 北 川 忠 博   |
| 生 活 環 境 課 長   | 花 岡 秀 城   |
| 高 齢 者 支 援 課 長 | 竹 本 園 美   |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 熊 野 孝 則   |
| 健 康 推 進 課 長   | 寺 澤 ひとみ   |
| 農 林 緑 地 課 長   | 中 原 幸 成   |
| 下 水 道 課 長     | 小 鳥 田 和 詞 |
| 会 計 課 長       | 桐 木 清 美   |

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|---------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 桐 木 和 義 |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 尾 瀆 宏 教 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程 (第 1 号)

開 会 宣 告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 副議長の選挙について
- 日程第 5 常任委員の選任について
- 日程第 6 議会運営委員会の選任について
- 日程第 7 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任について

日程第 8 報告第 1 号 繰越計算書（下水道事業会計）について

日程第 9 議案第 27 号 専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

日程第 10 議案第 28 号 専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

議事日程（第 2 号）

追加日程第 1 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申出について

9. 議事の内容

（開会 9 時 30 分）

○議長（時光） おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名です。定足数に達していますので、ただいまから令和 7 年第 2 回熊野町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、6 番、中島議員、7 番、尺田議員、8 番、竹爪議員の 3 名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日 1 日のみとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○事務局長（桐木） 諸般の報告をいたします。

4月7日、副議長の職にあった尺田議員から、4月30日付で副議長辞職願が議長に提出されました。

これについて、同日、地方自治法地方法第126条の規定により議長が許可しましたので、熊野町議会会議規則第98条及び第99条の規定により報告いたします。

諸般の報告は以上です。

○議長（時光） 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 9時33分）

（再開 9時33分）

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に大瀬戸議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました大瀬戸議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました大瀬戸議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました大瀬戸議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

大瀬戸議員の発言を許します。

大瀬戸議員、御登壇願います。

○副議長(大瀬戸) ただいま指名いただきました大瀬戸でございます。

副議長という職は初めてでございます。時光議長の手となり足となり、働いてまいりたいと思います。

そして、皆様の御協力を仰ぎながら、円滑に議会を進めていけたらと思いますので、皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、熊野町議会委員会条例第2条の各号において総務建設委員会7名、文教福祉委員会7名となっております。

お諮りします。

常任委員の選任につきましては、熊野町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 9時36分)

(再開 9時36分)

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

総務建設委員に竹爪議員、尺田議員、光本議員、福垣内議員、水原議員、世良議員。

文教福祉委員に大瀬戸議員、民法議員、片川議員、沖田議員、中島議員、藤本議員、そして私。

以上のとおりでそれぞれ指名したいと思います、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の議員を、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 9時36分)

(再開 9時36分)

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際次の日程に入るに先立ち、各常任委員会の正副委員長の互選結果が通知されておりますので、御報告します。

総務建設委員長に光本議員、同副委員長に水原議員。

文教福祉委員長に中島議員、同副委員長に民法議員。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第6、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、熊野町議会委員会条例第4条の2第2項において、定数は6名となっております。

お諮りします。

議会運営委員の選任につきましては、熊野町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長において指名することにしたいと思います、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 9時37分)

(再開 9時38分)

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りします。

議会運営委員に民法議員、片川議員、沖田議員、竹爪議員、中島議員、光本議員の6名を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員には、ただいま指名いたしました6名を選任することに決定いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 9時39分)

(再開 9時39分)

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、次の日程に入るに先立ち、議会運営委員会の正副委員長の互選結果が通知されておりますので、御報告いたします。

委員長に片川議員、同副委員長に光本議員でございます。

暫時休憩します。

(休憩 9時40分)

(再開 9時40分)

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第7、議会広報特別委員会の設置及び委員の選任を行います。

お諮りします。

本件につきましては、熊野町議会委員会条例第5条第1項及び熊野町議会広報発行に関する規程第4条に基づき、6名の議員で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに議会広報誌及び熊野町議会ホームページの作成・編集を付託することとし、閉会中もお継続審議することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、本件につきましては、6名の委員で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに議会広報誌及び熊野町議会ホームページの作成編集を付託することとし、閉会中

もなお継続審査するという事に決定いたします。

お諮りします。

ただいま設置いたしました議会広報特別委員会の委員の選任につきましては、熊野町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 9時43分)

(再開 9時44分)

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りします。

議会広報特別委員に竹爪議員、光本議員、福垣内議員、水原議員、世良議員、藤本議員の6名を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会の委員に関しては、ただいま指名いたしました6名を選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 9時44分)

(再開 9時45分)

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、次の日程に入る先立ち、議会広報特別委員会の正副委員長の互選結果が通知されておりますので、御報告いたします。

委員長に竹爪議員、副委員長に福垣内議員。

以上でございます。

これより議案等の説明を求めるため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。

暫時休憩いたします。

(休憩 9時45分)

(再開 9時47分)

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第8、報告第1号、繰越計算書下水道事業会計について、提出者から報告の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 報告第1号、令和6年度熊野町下水道事業会計予算繰越計算書につきまして、御説明を申し上げます。

管路建設改良事業について、令和7年度へ繰り越す額が確定しましたので、御報告するものでございます。

内容としては、年度内に終了できなかった県道矢野安浦線道路改良事業に伴う下水道補償基本・詳細設計業務に要する経費を令和7年度に繰り越しました。

財源につきましては、広島県からの補償金を工事負担金として繰り越しております。

以上、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をさせていただきます。

○議長（時光） ただいまの報告に関する質問はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（時光） 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第9、議案第27号、専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案説明議案第27号、専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして説明を申し上げます。

専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、令和7年4月1日施

行分を専決処分したものでございます。

主な改正内容は、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率区分の新設や、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備など、所要の改正を行ったものでございます。

詳細につきましては、住民生活部次長から説明をさせます。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 宗像住民生活部次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長（宗像） 議案第27号、専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして、説明を申し上げます。

この条例は、令和7年4月1日に施行の地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正が必要なため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

お手元の資料1を御覧ください。

まず、1の主な改正内容ですが、一つ目の、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正は、総排気量50cc以下の原動機付き自転車いわゆる現行の50ccのバイクについて、令和7年11月以降の新たな排出ガス規制へ適合させることが、技術面及び事業性の観点から、規制に適合した車両の生産・販売が困難となる見込みであったことから、現行の50ccバイクの免許で運転できる「総排気量が50ccを超え125cc以下で、かつ、最高出力が4.0Kw以下に制御したもの」の区分を新設し、減免申請書の記載事項に係る規定など諸規定の整備をしたもので、税額についても、50ccバイクと同額の年額2,000円としております。

二つ目は、マイナ免許証の運用開始に伴い、軽自動車税の減免申請をする際の運転免許証の提示義務に係る規定等を整備したものです。

三つ目は、大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告における特定マンションに係る特例について、マンション管理組合の管理者等から必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出が

なかった場合においても、特例を適用できることとする規定を新設したものです。

四つ目は、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の減額特例の適用が廃止されたことに伴い、その申告等に関する規定を削除したものでございます。

五つ目は、法律の改正に伴う関係条項のずれの修正などとなります。

施行期日は令和7年4月1日です。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明は終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） （3）の特定マンションの特例なのですが、ここで言う特定マンションの定義について、ちょっと御説明をお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 宗像次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長（宗像） すみません。今ちょっと手元に資料がないので、後ほど答えさせていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） じゃあ、お願いします。併せて、今の特定マンション熊野町にあるかどうかも含めて、また後ほどよろしくをお願いします。

次です。（4）の固定資産税の特例の適用の廃止についてなのですが、これどんな特例だったのでしょうか。特例の内容についても御説明をお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 宗像次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長（宗像） 平成30年の7月豪雨で被災された家につきまして、本来家

が建っており、宅地につきましては小規模宅地ということで、6分の1の評価で課税をしておりますけれども、被災をして家がなくなったことによって、特例が受けられなくなるのを防ぐために、6分の1の軽減が引き続きかかるものでございました。

このたびその制度が廃止になるということで条例のほうを整備しまして、今回の件数の中で言いますと、20か所19人の方がこの適用から漏れることになります。

以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより、議案第27条について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第27条については、原案のとおり承認されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） これより日程第10、議案第28号、専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） 議案第28号、専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして御説明を申し上げます。

専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、令和7年4月1日施行分を専決処分したものでございます。

主な改正内容は、国民健康保険税の課税限度額の引上げと、低所得者に係る軽減対象の拡充など、所要の改正を行ったものでございます。

詳細につきましては、住民生活部次長から説明をさせます。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 宗像住民生活部次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長（宗像） 議案第28号、専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして、説明を申し上げます。

この条例は、令和7年4月1日に施行の地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正が必要なため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

お手元の資料2を御覧ください。

まず、1の改正の理由ですが、被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、保険税の課税限度額の見直しを行うとともに、経済動向等を考慮し、軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないように、保険税に係る軽減措置の判定基準となる金額を見直すこととし、政令に合わせて改正したものです。

2の改正の内容につきまして、（1）課税限度額の引上げでございますが、国民健康保険税は、基礎課税、いわゆる医療保険分と、後期高齢者支援金等分、介護保険分の三つの区分に分かれ、それぞれ、所得割、均等割、平等割の税率で計算し、それらの合計額を課税額としております。

今回の改正は、その医療保険分と後期高齢者支援金等分の上限額の改正で、医療保険分については、現行の65万円から66万円に引き上げ、後期高齢者支援金等分については、現行の24万円から26万円に引き上げたもので、国民健康保険税全体の最高額が、現行の106万円から109万円としたものでございます。

次に、（2）国民健康保険税の減額ですが、現在、低所得世帯に対する救済措置として、国民健康保険税のうち世帯の所得や人数に応じて、被保険者1人ごとに課す均等割と、世帯ごとに課する平等割について、それぞれ7割、5割、2割を軽減する減額措置がございまして、その軽減判定につきまして、5割及び2割軽減できる対象範囲を拡大し

たものです。

5割軽減につきましては、軽減判定所得の算定において、被保険者等の人数に乗すべき金額を29万5,000円から30万5,000円に引き上げ、2割軽減につきましては、被保険者等の人数に乗すべき金額を54万5,000円から56万円に引き上げ、その対象範囲を拡充したものでございます。一番下に示した参考図を御確認いただくと分かりやすいかと存じます。

3の施行期日は令和7年4月1日です。

説明は以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

光本議員。

○5番（光本） 改正の内容ではないんですが、3月定例会のときに保険税率の改正の内容が提出されました。同じ施行期日が令和7年の4月1日となっていることで、これ3月定例会にこの議案を出してもよかったような気がしたんですが、そのあたりいかがですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 宗像次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長（宗像） 国の法律に伴って改正するもので、国の法律の公布日が令和7年3月31日で、施行日が令和7年4月1日でしたので、今回のように提出というか、専決処分をして報告をさせていただいております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） 税率改正のときも同じ日程のような気がしたんですが、間に合わなかったのかなと思ったんですが、そのあたりいかがですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西川住民生活部長。

~~~~~○~~~~~  
○住民生活部長（西川） まず税率改正ですが、これは県単位で県内どこの市町にても統一保険料で行こうという方向性は国の方向がありますので、それに伴って税率の算定をして、3月議会で議案を提出させていただいて、承認をいただいているところです。

まずは、今の毎年これ出させていただいているんですけども、限度額が上がるとか、軽減の額が変わるといのは、国のほうが変わるのが通常というか、それが本当にギリギリで3月30日ぐらいにも条例案、31日に通って、それで交付されるという現状がありますので、それが決まってからということになりますので、この分については専決処分にならざるを得ないかなというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第28号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号については原案のとおり承認されました。

暫時休憩いたします。

再開は10時30分。

（休憩 10時09分）

（再開 10時30分）

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいまお配りしておりますとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から熊野町議会会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続審査・調査申出についてが提出されました。

お諮りします。

提出されました閉会中の継続審査・調査申出についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査・調査申出についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 10時30分)

(再開 10時31分)

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、追加日程第1、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申出についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から委員会における審査の事件について、熊野町議会会議規則第75条の規定によりお手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、本日はこれにて散会します。

皆さん、大変お疲れさまでした。

(散会 10時32分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員